

平成25年度包括外部監査結果報告書の訂正について

平成26年7月25日付けで、平成25年度の包括外部監査人である小森泰邦氏より、平成26年3月27日に提出した平成25年度包括外部監査結果報告書を、下記のとおり訂正したい旨、長崎県監査委員に申し出がありましたのでお知らせします。

記

1. 「指摘事項」としていた検出事項を、「意見」として訂正する事項

(1) 観光振興課

監査テーマ	【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について
項目名	(8) 歴史文化を活かした地域提案型観光創出事業補助金について
訂正対象	④特定財源の計上による補助金の金額について(指摘) P144
訂正理由	「指摘事項」として取扱うべき特定財源の存在に関する疑義があると整理していましたが、根拠として不十分と判断したため「意見」としました。

(2) 観光振興課

監査テーマ	【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について
項目名	(9) 21世紀まちづくり推進総合補助金について
訂正対象	②実績報告書等の信ぴょう性について(松浦市)(指摘) P145
訂正理由	当該事務処理誤りについて、その重要性を再検討し、「意見」が相当と判断しました。

(3) 物産ブランド推進課

監査テーマ	【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について
項目名	(3) 長崎県物産販売促進PR事業費補助金について
訂正対象	(ii) 創出協議会の収支決算書が作成されていない点について(指摘) P181
訂正理由	水産加工・流通室において同様の検出事案があり、ここでは「意見」としているため「指摘事項」から「意見」としました。

(4) 産業振興課

監査テーマ	【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について
項目名	(9) 東京産業支援センター管理運営費負担金について
訂正対象	②いわゆる「設置管理条例」のバラつきについて(指摘) P240
訂正理由	指定管理者による使用料の減免又は免除を規定する条文間に「知事の承認を得て」行うか否かという権限の相違が見られる点に着目し「指摘事項」としましたが、相違はあっても条文自体に誤りはないため「意見」としました。

(5) 水産加工・流通室

監査テーマ	【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について
項目名	(4) 新生水産県ながさき総合支援事業費補助金について
訂正対象	②交付決定通知書の遅延について(指摘) P316
訂正理由	当該事業における市町を介した間接補助事業者への事務の流れについて、県において確認する手続きがあり、事業実施経過報告も受けている状況にあつて、当事案では県の確認手続きが不十分であつたため「指摘事項」としておりましたが、間接補助事業であり県の役割からは事業の効率的遂行を求めらるることに留め、「意見」として整理すべきと判断しました。

(6) 農政課、農山村対策室

監査テーマ	【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について
項目名	(2) 次世代農業実証事業現地推進業務委託について
訂正対象	⑤計画的な支出に係る指導について(指摘) P327
訂正理由	各々の事業年度の年度末近辺に支出された経費について、事業関連性が低いものとして「指摘事項」としておりましたが、当該事案は年々年度末近辺の支出件数や額も縮小しており、表題の通り、委託先への指導を求めらるることで監査の目的が果たせると判断し、「意見」としました。

2. 意見の削除

(1) 農地利活用推進室

監査テーマ	【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について
項目名	別記2 長崎県振興公社について (1) 前回監査についての再検討について
訂正対象	①公益認定の条件である「収支相償」規定の充足について(意見) P379
訂正理由	前回監査からの再検討事項として取り上げましたが、内容に公益認定等委員会の所管に触れる記載があつたため、包括外部監査の監査対象の範囲にてららし、当該意見を削除することが適当と判断しました。

以上

平成 25 年度包括外部監査結果報告書訂正表（訂正個所には下線を引いて示している）

No	訂正前 ページ 行数	訂正前	訂正後	説明
1	P2 12行 ～ 17行	II-25 諫早湾干拓課… <u>391</u> II-26 河川課、長崎振興局、県北振興局… <u>399</u> II-27 砂防課、長崎振興局、県央振興局、県北振興局… <u>403</u> II-28 建築課… <u>414</u> II-29 競技力向上対策課… <u>418</u> II-30 会計課… <u>421</u>	II-25 諫早湾干拓課… <u>388</u> II-26 河川課、長崎振興局、県北振興局… <u>396</u> II-27 砂防課、長崎振興局、県央振興局、県北振興局… <u>400</u> II-28 建築課… <u>411</u> II-29 競技力向上対策課… <u>415</u> II-30 会計課… <u>418</u>	No17 による目次の修正。
2	P44 8行	表右側、観光振興課の指摘と意見の項目数 指摘 <u>41</u> 件、意見 <u>27</u> 件	表右側、観光振興課の指摘と意見の項目数 指摘 <u>39</u> 件、意見 <u>29</u> 件	No11 及び 12 に対応するための修正。
3	P46 23行	表右側、物産ブランド推進課の指摘と意見の項目数 指摘 <u>14</u> 件、意見 <u>18</u> 件	表右側、物産ブランド推進課の指摘と意見の項目数 指摘 <u>13</u> 件、意見 <u>19</u> 件	No13 に対応するための修正。
4	P48 28行	表右側、産業振興課の指摘と意見の項目数 指摘 <u>18</u> 件、意見 <u>16</u> 件	表右側、産業振興課の指摘と意見の項目数 指摘 <u>17</u> 件、意見 <u>17</u> 件	No14 に対応するための修正。
5	P51 1行	表右側、水産加工・流通室の指摘と意見の項目数 指摘 <u>11</u> 件、意見 <u>16</u> 件	表右側、水産加工・流通室の指摘と意見の項目数 指摘 <u>10</u> 件、意見 <u>17</u> 件	No15 に対応するための修正。
6	P51 30行	表右側、農政課、農山村対策室の指摘と意見の項目数 指摘 <u>5</u> 件、意見 <u>2</u> 件	表右側、農政課、農山村対策室の指摘と意見の項目数 指摘 <u>4</u> 件、意見 <u>3</u> 件	No16 に対応するための修正。
7	P52 14行	表右側、農地利活用推進室の指摘と意見の項目数及び合計 指摘 <u>4</u> 件、意見	表右側、農地利活用推進室の指摘と意見の項目数及び合計 指摘 <u>4</u> 件、意見	No17 に対応するための修正。

		11件、合計 15件	10件、合計 14件	
8	P52 26行 ～ 27行	④措置：公社の公益認定における収支相償の要件の充足については、法人会計の赤字の解消が課題であり（以下略）	④措置：公社においては（以下略）	No17で記述を削除したことによる修正。
9	P54 22行	表の項目数の合計 指摘 206件、236件、計 442件	表の項目数の合計 指摘 200件、241件、計 441件	No2から7に対応するための修正。
10	P55 32行 ～ 34行	三年目の検出件数は、指摘事項 206件、意見 236件、合計 442件であった。～ 結局、三年間を通して包括外部監査によって検出された問題点の累計は、指摘事項 490件、意見 511件、合計 1,001件となった。（以下略）	三年目の検出件数は、指摘事項 200件、意見 241件、合計 441件であった。～ 結局、三年間を通して包括外部監査によって検出された問題点の累計は、指摘事項 484件、意見 516件、合計 1,000件となった。（以下略）	No9に対応するための修正。
11	P144 18行	④ 特定財源の計上による補助金の金額について（指摘）	④ 特定財源の計上による補助金の金額について（意見）	「指摘事項」として取扱うべき特定財源の存在に関する疑義があると整理していたが、根拠として不十分と判断したため「意見」としたものの。
12	P145 15行	② 実績報告書等の信ぴょう性について（松浦市）（指摘）	② 実績報告書等の信ぴょう性について（松浦市）（意見）	当該事務処理誤りについて、その重要性を再検討し、「意見」が相当と判断したため。
13	P181 22行	（ii）創出協議会の収支決算書が作成されていない点について（指摘）	（ii）創出協議会の収支決算書が作成されていない点について（意見）	水産加工・流通室において同様の検出事案があり、ここでは「意見」としているため「指摘事項」から「意見」としたものの。
14	P240 4行	② いわゆる「設置管理条例」のバラつきについて（指摘）	② いわゆる「設置管理条例」のバラつきについて（意見）	指定管理者による使用料の減免又は免除を規定する条文間に「知事の承認を得て」行うか否かという権限の相違が見られる点に着目し「指摘事項」としたが、相違はあっても条文自体に誤りはないため

				「意見」としたものの。
15	P316 14行	② 交付決定通知書の遅延について (指摘)	② 交付決定通知書の遅延について (意見)	当該事業における市町を介した間接補助事業者への事務の流れについて、県において確認する手続きがあり、事業実施経過報告も受けている状況にあって、当事案では県の確認手続きが不十分であったため「指摘事項」としていたが、間接補助事業であり県の役割からは事業の効率的遂行を求めることに留め、「意見」として整理すべきと判断したもの。
16	P327 1行	⑤ 計画的な支出に係る指導について (指摘)	⑤ 計画的な支出に係る指導について (意見)	各々の事業年度の年度末近辺に支出された経費について、事業関連性が低いものとして「指摘事項」としたが、当該事案は年々年度末近辺の支出件数や額も縮小しており、表題の通り、委託先への指導を求めることで監査の目的が果たせると判断し、「意見」としたものの。
17	P379 12行 ～ P382 16行	① 公益認定の条件である「収支相償」規定の充足について (意見) —中略— 適切な判断を仰げるよう、公社は今後の対応も含めて、適切に対処する必要があると考える。	(削除)	前回監査からの再検討事項として取り上げたが、内容に公益認定等委員会の所管に触れる記載があったため、包括外部監査の監査対象の範囲にてらし、当該意見を削除することが適当と判断したもの。
18	P385 33行	上述の<表 1: 申請書添付の収支相償の計算表>は、既に公益認定申請書類の一部として、(以下略)	申請書添付の収支相償の計算表は、既に公益認定申請書類の一部として、(以下略)	No17 で記述を削除したことによる修正。